

「監査委員会議」会議録

|      |   |   |                  |
|------|---|---|------------------|
| 日時   | 平成30年11月9日(金)<br>15時00分 から<br>15時50分 まで   | 1 定例会<br>② 臨時会<br>3 その他   | ① 監査委員室<br>2 その他 |
| 出席者  | 監査委員  | 事務局   | 関係人              |
|      | 福田委員<br>丹羽委員<br>黒川委員<br>小川委員<br>4名  | 監査事務局長<br>監査事務局次長<br>監査第二課長<br>特別監査室長<br>工事監査室長<br>監査係長<br>主査3、主事2<br>11名 |                  |
| 議題概要 | <p>1 住民監査請求の審議について<br/>         前回からの修正部分について事務局から説明を行い、「請求人の考える成果物と観光文化交流局の求めている成果物の違いの追記」については、原案どおり了承された。「検査確認が正当に行われたかどうかについての判断案」については、委員間で議論を行ったが、合議が調わなかった。<br/>         また、合議不調となったため、意見については議論を行わなかった。</p> <p>2 テーマ監査(行政監査、随時監査及び財政援助団体監査)の実施(案)について<br/>         事務局から説明を行い、原案のとおり了承された。</p> <p>3 出納検査(6月、7月)の報告について<br/>         事務局から説明を行い、原案のとおり了承された。<br/>         (前日の監査委員会議で行う予定であったもの)</p> |   |                  |

# 監査委員臨時会

日時：平成30年11月9日（金）

午後3時～

場所：監査委員室

議題1 住民監査請求の審議

・名古屋城天守閣整備事業に係る住民監査請求

議題2 テーマ監査（行政監査、随時監査及び財政援助団体監査）の実施（案）  
について

議題3 出納検査（6月、7月）の報告について

日 程

## 議題1 住民監査請求の審議について

資料1 「監査委員の事実認定、判断（事務局案）」の修正について

1 請求人の考える成果物と観光文化交流局が求めている成果物の違いの追記

| 番号  | 監査委員の事実認定、判断（事務局案）   |
|-----|--|
| (7) | <p>基本設計契約の「業務委託概要書」の業務内容に記載されている「申請に必要な事前打ち合わせ」と「申請書類の作成」については（5）で述べたとおりであり、対応する成果物については、当局に対する事情聴取の際に当該資料について確認できたことから、納品されていると認める。</p> <p>請求人は、文化庁の同意を得て仕様を確定させなければ、基本設計の成果物は未完成である旨を主張しており、基本設計契約で求めている成果物は文化庁との協議を経て修正を反映させた基本計画書であると解していると思料される。</p> <p>一方、本市は、基本計画書は文化庁との事前協議を行うにあたって必要となるものであり、基本設計契約で求めている成果物は、本市の考え方をとりまとめたものであり、必ずしも文化庁が求める修正をすべて反映させる必要はない旨の主張をしている。</p> <p>基本計画書の提出時期や、当局への事情聴取の時に説明のあった本丸御殿復元にかかる現状変更の許可申請の際には実施設計と並行して復元検討委員会や文化審議会での審議が行われていたこと、工事の着手までに現状変更許可が得られればよいことも踏まえると、基本設計で求めている成果物において文化庁が求める修正をすべて反映させる必要はなく、文化庁や文化審議会からの指摘や意見がすべて出された段階でなければ、基本設計や実施設計の施行ができないというものではないと解するのが妥当である。</p> |

2 検査確認が正当に行われたかどうかについての判断案の比較

| 番号           | 監査委員の事実認定、判断（事務局案）   |  |
|--------------|--|--|
| (12)<br>(13) | <p>【請求人の主張に理由なし、とする案】</p> <p>まず、請求人は「規程にない事前検査は無効である」と主張しているが、検査確認を円滑に行うために監督員・主任監督員が検査確認前に行った点検・修正は、多数の成果物を求める契約において合理的な手法であると解するのが妥当である。</p> <p>次に、納期が年度末の平成30年3月30日となり1日で検査確認を行う必要があったという事情を勘案して、検査確認の前に点検・修正を行っていることから、1日で検査確認を行うこと自体は不可能とは言えず、1日しか無かったことをもって検査確認が違法・不当に行われたと判断することはできないと解するのが妥当である。</p> <p>したがって、正当な検査確認が行われておらず、その代金が支払われたことは違法である、という請求人の主張には理由がない。</p> | <p>【請求人の主張に理由あり、とする案】</p> <p>しかし、検査確認は、当局の主張するような事前確認を行ったとしても、納品された成果物を1枚1枚詳細に内容確認すべきものであり、この確認を1日で行うことができたとは到底考えられないことから、検査確認が正当に行われたとはいえないと解するのが妥当である。</p> <p>なお、当局が主張するように納品前に検査を行うのであれば、契約でその旨の規定を設けるか、部分引き渡しを行うべきであったと思料する。</p> <p>したがって、正当な検査確認が行われておらず、その代金が支払われたことは違法である、という請求人の主張には理由がある。</p> |

## 資料2 監査書における意見（案）について

### 意見（案）

住民監査請求における監査は、対象となる財務会計行為の違法性・不当性について判断するものであり、本件に対する監査の結果は上記4で既に述べたとおりである。

本事業に関しては、未だ文化庁との事前協議にあたって必要となる基本計画書の提出すらできておらず、特別史跡における現状変更許可の取得時期が不透明な状況となっている中で、既に完了している基本設計や、現在行っている実施設計の内容について大幅な変更が必要となる場合には追加費用が発生することも懸念されるところである。

事業実施にあたっては目標年次を定め、その達成を目指すことは重要であるが、市長及び観光文化交流局は目標年次に固執して拙速な進め方をするのではなく、有識者等の多様な意見に真摯に耳を傾けながら、文化庁と十分に協議を重ねるなど、丁寧に本事業を推進していくべきである。